

第 62 回男女共同参画会議提出

「第 5 次男女共同参画基本計画について」

このたび、第 5 次男女共同参画基本計画(案)が、5600 件を超えるパブリックコメントを得るなどの関心の高まりのなかで確定したことに安堵いたしました。今後の課題につき、意見をのべさせていただきます。

(1) 日本の男女共同参画状況を国際水準に高める必要があること。

日本の男女共同参画状況は、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数 (GGI) が、2019 年 12 月公表時点で **153 ヲ国中 121 位**という不名誉な状況にあり、国際的信用にも関わる事態であることを軽視することはできません。とくに政治分野は 100 点満点換算 **4.9 点**で世界 144 位、世界のワースト 10 に入っております。来年度も大幅な改善はないことが予想されますが、逆に、閣僚や衆議院議員の女性比率が上がりさえすれば、大きく改善されることから、次の総選挙や内閣改造の際に善処をお願いしたいと考えます。

なお、コロナ禍のもとで DV 被害等が増大していることなどからしても、今こそ多様な視点で平等な未来を実現するための強力な政策が必要です。国連 UN の 2021 年度国際女性デーの目標が「リーダーシップを発揮する女性たち : コロナ禍の世界で平等な未来を実現する」であることも重要な視点と考えます。

(2) 指導的地位の女性を 30%にする方策について。

第5次男女共同参画基本計画では、指導的地位の女性を30%にするという従来の目標を2020年代の早期に達成する方針が示されました。この目標が設定された2003年当時は、「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を適切に利用すれば17年あれば達成できる」と考えられていたのであり、逆にいえば、今後とも、適切なポジティブ・アクションを活用しなければ目標達成は困難であることが危惧されます。例えば、**上場企業女性役員比率 6.2%、日本経済団体連合会女性役員0%、日本医師会女性役員0%**などの現状からすれば、相当な覚悟がなければ、2030年にも、2040年にも、女性比率が30%にはならないと思われる項目が沢山あります。いずれも、政府の施策による改善は容易ではありませんが、有効かつ合法的なポジティブ・アクションの活用を真摯に検討して頂けますよう希望します。

(3) 選択的夫婦別姓制導入に関して。

第5次基本計画案答申後、与党内の議論の結果、政府案にあった選択的夫婦別姓制導入の文言が削除されたとの報道に接しました。1996年民法改正草案要綱の実現と国際水準への接近がさらに遠のいたことを残念に思っております。今後の検討継続を強く望むとともに、今後とも積極的な男女共同参画施策の推進をどうぞよろしくお願いいたします。

2020年12月25日

男女共同参画会議員、東北大学名誉教授・一橋大学講師、
弁護士(東京弁護士会所属、日本弁護士連合会両性の平等
委員会委員) 辻村みよ子